

文化財保護法の改正と今後の課題について

1. 改正文化財保護法＝新・文化庁の誕生について

※地方が文化財の保存と活用を提案

※都道府県は文化財保存活用大綱を、市区町村は文化財保存活用地域計画を策定

※現状 平成31年1月を目途に、政省令等の必要な改正地域計画・保存活用計画の作成に関する基本的な考え方を運用上で指針を示す予定

*文化庁文化財鑑査官による、文化財保護に関する今後の課題を以下にあげてみると、

- ①文化財の効果的な保存と活用のための計画策定
 - ②関連する文化財とその周辺環境を一体的・総合的に捉える仕組みづくり
 - ③ 文化財行政に携わる専門人材や学芸員等の育成
 - ④ 地域で活躍する民間関連各者、様々な分野の者との連携
- の4点がまとめて示されている。

①について

地方自治体が、個々の文化財に対してのカルテである「保存活用計画」を策定することが必須条件となる。そのために、地方自治体は保存と活用を進める上で必要な財源を確保するとともに、担当する専門職員（学芸員等）の人的・組織体制を整備することが最低限の前提となる。

→計画策定は補助対象であるが、文化庁は本来自治体が主体的に行うべきとの考えを持っている。

→自治体が文化財の保存・活用を計画しても、財政面・人的体制が困難な状況であれば、文化財の保存・活用はできないということになる。

→自治体の方針として文化財の活用自体が行政の上位にないという場合では、計画書は未作成となり、必然的に文化財の保存・整備は後回しとなる。

→法改正前の「文化財」の保存に関しては、国から50パーセントの補助をうけ、合わせて都道府県から25パーセントの補助が受けられ、自治体は25パーセントの財源を確保するだけで保存・整備が実現できたが、今後の手順は「保存活用計画」に基づいた「保存と活用」を進めることとなる。

→全国の中でどれぐらいの数の自治体が確実に保護行政を進められるのかは大いに疑問。個々の「文化財」に対して、それぞれ「保存活用計画」が必須であるということになれば、畿内など文化財の数量が歴大に存在する地域では、それに伴う財源・体制づくりを整え、対応する必要がある。

→これからは、保護法制定以降に指定された既存の「文化財」についても、今後、保存整備をする上では「保存活用計画」の作成が求められ、金・時間・労力が文化財の「保存」「活用」にはかかることになる。

②について

これまでの「歴史文化基本構想」を進化させた「文化財保存活用地域計画」の作成が自治体に求

められる。事業規模としては、①で示した「文化財保存活用計画」の比ではなく、観光立国である自治体が行政課題として文化財の保存と活用を最重要課題としてとらえ、民間業者などを巻き込みながら、地域経済の振興を主要目的に、行政自体も全庁的な対応を行うレベルのもの。全国的にも数えるぐらいの自治体が計画の実現に邁進していくものと考えられる。

③について

①・②の課題に対応する人材面、組織体制の問題であり、日歴協としても注視すべき点。ただし、文化財保護行政が教育委員会部局に必ず置かれていた状況が、法の改正によって首長部局に置かれることが可能となったため、これまで以上に文化財の活用が重視されてくる。職務に当たる職員である「学芸員」については、各自治体にはすでに「学芸員」の資格を有する職員が多数存在するため、場合によっては資格さえあれば良いという観点での職員配置がなされるなどの状況となりかねない。

→日歴協では、大学等での教育課程を通じ、文化財の保存と活用をコーディネートする（できる）、方向付けを指導する（できる）人材の育成を進めることが必要であるなどの提言が重要となるのではないか。

⑤ について

民間団体による関与が示されているが、その場面、文化財の消費財化や、本来的な保護行政の中立性やリスク処理はだれが行うのかという問題が生じるものと考えられる。

⇒（参考）「文化庁・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）との包括的連携協定」（2018/10/10 締結）参照 千葉県佐原、高知県龍河洞をモデルケースに。REVICは、企業再生支援機構（官民ファンド）を改称したもの

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/10/12/a1410163_01.pdf

※まとめ

ア. これまでの文化財保護の継続性が保てるのか。

イ. 政策的に文化財の保存と活用を進めなければならない自治体（観光立国）が存在するが、人的・経済的な面で差異が生じるのではないか。

→財政的な面（体力）がクリアし、推進をする自治体と、財政的な面で困難な状況であり、進められない自治体に二分され、保存と活用を進められる自治体のみが、事業を展開していくのではないか。

→事業を進めたくとも進められない自治体についての今後の対応策はどうなるのか。

→体力はあっても、政策的に文化財の保存と活用を進めない自治体が出現するのではないか。

ウ. 人材面の担保が前提に法改正がなされている点。

→文化財の保存と活用をコーディネートする、方向付けを指導する人材が必要となるが…。

→文化財を利用活用するだけでなく、リスク対応ができる体制が望ましいが…。

→民間の人びとの活用がうたわれているが、具体的な対応策はあるのか？

→地方の自治体に人材（学芸員・専門調査員）を配置できるのか否か。

エ. 個々の文化財の保存と活用に対しては、個々の「保存活用計画」を作成することになる。

→その策定には手間と予算と人材、体制が必要

→本来的な「文化財」の保存を実現するという主目的と乖離していないか。

オ. 産業・経済界からのアプローチをすすめるという点

→文化財を利用し、活用する方向性が強化され、文化財の消費財化が進む。

→公が果たしてきた中立性が欠如するなどのリスク処理はだれが行うのか。

2 文化芸術振興基本法の一部改正と文部科学省設置法の一部改正について

※文化振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む

※文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政の在り方等を含め検討を加え、必要な措置をとる。

※文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の一部改正がなされた。

※30年10月より文化庁は新組織になり、総合的な文化行政の一層の推進がはかられていく。

(1) 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置づける。

・文化に関する基本的な施策の企画及び立案並びに推進に関すること

・文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

⇒文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進して行く体制を整備する。

(2) これまで一部を文部科学省が所管していた博物館に関する業務を文化庁が一括して所管し、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

・新文化庁において、企画調整課が、国会対応総括、文化芸術推進基本計画、博物館、劇場・音楽堂などの文化施設、アイヌ文化、文化独法を所管

※地域の美術館・博物館のクラスター形成支援業務、被災ミュージアム再興事業（事業係）

※美術館及び博物館に関する総合的な施策の企画及び立案（博物館・独立行政法人連絡室・博物館振興係）

※国立文化財機構（博物館・独立行政法人連絡室／博物館振興係）

※博物館における総合的な施策立案・学芸員の資質向上に関すること（博物館・独立行政法人連絡室／博物館振興係）

※まとめ

ア. 博物館の運営や方針に対するチェック機能について、法的な位置づけはなく、コントロールが効かなくなるのではないか。

→法で示されている博物館協議会は、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成されているが、今後は文化施設の運営を進める中で、学識経験者の割合が減り、商工会、観光関係団体、民間業者などが増加することになると、文化庁が進める「地域の核」としての美術館・博物館が文化の発信を牽引し、文化財の活用や観光振興を進めるという方向に舵を切っていくこととなる。

イ. 社会教育法・図書館法・学校図書館法の所管法令が文化庁へ移管されることから、社会教育

課のもとにあった「社会教育機関」としての博物館が、文化庁下の「文化」施設へと変更されるのではないか。

- ウ. 入館者（利用者）数や収益が重視され、コストパフォーマンスという視点による博物館の評価がなされる。展示や活動全体について、今まで以上にトピック性が重視されていくのではないか。

※文化財とは

公共財 → いつでも、だれでも、どこでも

↓

保存・活用

↓

・ 保存・活用を図るのにもこれまで以上の財源・人材・体制が必要

活用

↓

・ 「稼ぐ」文化財 → 「文化」財の切り売り

↓

・ 民間の参入と経済性の導入 → 特定の利用が図られる

↓

・ 地方創生／観光振興 → 資源として「文化財」

本質的価値を示せるか

※博物館の今後の方向性についても、日歴協としては注視すべき大きな課題と考えます。